現行 改正案 第1条~第151条 省略 第1条~第151条 省略 付 則 付 則 第1条~第21条 省略 第1条~第21条 省略 (昭和45年度分の固定資産税に関する特例) (東日本大震災に係る雑損控除額等の特例) 第22条 昭和45年度分の固定資産税に限り、第67条第1項中「4月1日から 第22条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する 同月30日まで」とあるのは「5月1日から同月31日まで」とする。 特例損失金額(以下この条において「特例損失金額」という。)については、 平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額 として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平 成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、 成23年において生じなかつたものとみなす。 2 前項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用さ れる第34条の2の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成24 年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用につ いては、同項中「平成23年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」 とする。 3 第1項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係 る特例損失金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令 第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する 資産について受けた損失の金額(以下この条において「親族資産損失額」とい う。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の 年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において 生じなかつたものとみなす。 4 第1項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用さ れる第34条の2の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成24 年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用につ いては、同項中「平成23年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」 とする。 5 第1項の規定は、平成23年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定によ る申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで に提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告 書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(こ れらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長 が認める場合を含む。)に限り、適用する。